

証券コード 6537
2021年3月8日

株主各位

宮崎県宮崎市新栄町86番地1

WASHハウス株式会社

代表取締役社長 児玉康孝

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月24日（水曜日）午前11時

2. 場 所 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1
宮崎観光ホテル 東館3階

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第20期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告
及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
2. 第20期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類
報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 换算監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.wash-house.jp>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、不要不急の外出の自粛を求められ、学校の休校をはじめ、イベント等が次々と延期または中止となり、経済活動が停滞し、多くの業種業態で厳しい状況が続いております。

当社グループのコインランドリー事業を取り巻く環境といたしましては、ダニ、ウイルス、花粉、大気汚染（PM2.5）など、疾病の原因となる条件を排除する社会的需要の高まりから、衣類はもとより、毛布や布団など自宅では洗えない大物洗いの需要も増加しております。また、ライフスタイルの変化に伴う単身世帯の増加や、政府主導の「女性の活躍促進」政策による女性の社会進出が進む中、家事労働時間の節約志向はさらに高まることが予想されており、健康・衛生に寄与し、時間を有効活用できるコインランドリーは、利用者層の拡大と需要の伸長が期待されております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地主様への訪問面談が制限されることとなつたことから、新規出店するための用地の確保が困難となり、F C部門の新規出店数は当初計画の81店舗から55店舗減少の26店舗となりました。一方、コインランドリー店舗の既存店売上高は、対前年比96.7%、不照日（1日の日照時間が0.1時間に満たない日数の累計）の対前年比は97.5%と店舗売上高に影響する主要な天候要因と比例していることから、新型コロナウイルス感染症の店舗への影響は限定的なものとなつております。この結果、店舗管理部門、直営部門その他につきましては、堅調に推移することとなりました。

店舗への新型コロナウイルス感染症の影響が軽微であったことは、コインランドリーの「景気に左右されない」という特徴と、当社の「安全、安心、清潔」をコンセプトとした店舗運営を創業時から続けてきたことにより、生活に密着したインフラであるとお客様に認識されているものと考えられます。

また、当連結会計年度において運用を開始いたしました「W A S Hハウスアプ

リ」につきましては、

1. キャッシュレス決済システム
2. 相互送客システム
3. 広告システム

という3つの大きな目的のシステムがあります。

まず1の「キャッシュレス決済システム」につきましては、2020年5月のWASHハウス全店舗運用開始以来、コインに触れることなくコインランドリーを利用できることを実現しており、お客様の利便性向上に寄与するシステムとなっております。

2の「相互送客システム」につきましては、コインランドリーの特徴であるお洗濯の待ち時間において、お客様がチェーンストア様の店舗で利用できるクーポンをアプリから発行し当社から送客する機能、及びチェーンストア様が発行したクーポンをアプリで読み取り、当社に送客いただくシステムとなっております。

これは、チェーンストア様の施設や複合施設内での他店舗との相互送客を想定した、利用者、テナント、当社ともにメリットが発生する仕組みとなっております。

この「相互送客システム」を利用し、チェーンストア本部様と施設内への新規出店について商談を進め、2020年10月において、10店舗同時に新規出店を行うことができた結果、さらに複数のチェーンストア本部様から想定を上回る物件情報の引き合いを受けており、現在、物件情報を調査し優先順位付け等の整理を行っております。

これは新型コロナウイルス感染症の影響により、個別訪問による出店用地の確保に課題が発生いたしましたので、本部主導で用地を確保することを目的とした具体的な対策の一環でもあります。

3の「広告システム」が当社の創業以来最大の目的であります。

「WASHハウスアプリ」を使用するお客様は、コインランドリー利用時、終了時間確認時、終了時等でアプリ内の広告を目にすることから、広告主にとってヒット率の高い広告を可能しております。

具体的には2020年11月に「WASHハウスアプリ」内の広告枠への出稿受付を開始し、動画CMの配信をスタートしております。この「広告システム」からもたらされる収入は、当社が将来「収益構造が変わる」大きな転換点と考えております。また、これらが「コインランドリー利用料の無料化」を実現するための大

きな第一歩となるものと考えております。

お客様の利便性向上や出店用地の確保、そして新たな広告収入の創出に寄与する「W A S Hハウスアプリ」の利用を推進させるための施策として、「W A S Hハウスアプリダウンロードキャンペーン」を全店舗において実施いたしました。これは今後も継続して実施する計画としており、さらなるダウンロード数及び利用者数の増加が期待されております。

また、大幅なコストダウンを目的とした洗剤工場「W A S Hハウス宮崎工場」につきましては、当連結会計年度において建設工事を進め、2021年2月に完成いたしました。こちらは2021年12月期において試運転等を実施し稼働に向けて進めて参ります。

以上の結果、新型コロナウイルス感染症の影響は、店舗管理部門、直営部門その他には軽微であったものの、F C 部門にはその影響を受けたことから、当連結会計年度の売上高は、21億8千2百万円（前期比0.3%減）となり、営業損失は1億2千4百万円（前期は1億7千4百万円の営業損失）、経常損失は9千万円（前期は1億5千9百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億2千8百万円（前期は1億7千9百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

主要なコインランドリー事業における部門別は次のとおりであります。

なお、当社グループはコインランドリー事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

項目	期別	第19期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで		第20期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで		前期比増減額 (千円)
		売上高(千円)	構成比(%)	売上高(千円)	構成比(%)	
F C 部 門		676,044	30.9	571,010	26.2	△105,034
店 舗 管 理 部 門		1,019,332	46.6	1,036,660	47.5	17,327
直 営 部 門 そ の 他		493,368	22.5	574,382	26.3	81,014
合 計		2,188,745	100.0	2,182,053	100.0	△6,692

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

① F C 部 門

当連結会計年度のF C 部門の売上高は、5億7千1百万円（前期比15.5%減）となりました。

これは、F C店舗の新規出店数が26店舗（前期比7店舗減）となったことによるものです。

② 店舗管理部門

当連結会計年度の店舗管理部門の売上高は、10億3千6百万円（前期比1.7%増）となりました。これは、F C新規出店に伴い管理店舗数が増加したことによるものです。

③ 直営部門その他

当連結会計年度の直営部門その他の売上高は、5億7千4百万円（前期比16.4%増）となりました。これは、直営店舗について東京都2店舗、千葉県1店舗、福岡県1店舗、鹿児島県1店舗の5店舗を新規出店したことに加え、既存F C店舗のうち、8店舗を直営店とし、直営店舗1店舗をオーナー様へ売却したため、当連結会計年度末での直営店舗数が59店舗（前期比12店舗増）となったことによるものです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額はリースを含めて6億5千4百万円で、その主たるものは、洗剤工場の建設、直営店5店舗の新規出店及び既存F C店舗のうち8店舗を直営店としたことによるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループは設備資金等への充当を目的とし、金融機関から短期借入金として5億3千8百万円、長期借入金として2億円の資金調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

コインランドリー業界につきましては、生活スタイルの変化やアレルギーに対する関心の高まり等により、店舗数が増加し競争が激化することが予想されます。

このような状況の下、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「安心、安全、清潔」な店舗をご利用いただけるようにするために、現在の店舗の基本コンセプトは守りつつも、出店地域における消費者の家族構成、住居形態、住宅地の立地、交通アクセスなどに応じた店舗フォーマットの開発や修正を行い、タイムリーに市場へ投入していく体制を整える必要があると考えております。

以上のことから、当社は利用者の立場で考え、技術革新や商品開発などを行なながら、従来のコインランドリーの考え方や商慣習にとらわれることなく、国際的にも通用するデファクトスタンダードの構築を行うという創業時からの一貫した理念の下、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 店舗売上の維持向上

当社グループには、複数物件を保有するF Cオーナーが多く、こうしたオーナーを数多く確保していくことがF C新規出店において非常に重要であります。今後も、リピートオーナーを確保し続けるためにはF C店舗の投資効率の維持・向上に取り組む必要があります。

当社グループでは、出店基準にもとづいて採算性が高いと判断した物件を厳密に選定した上で出店をしておりますが、首都圏に出店しておりますコインランドリーにつきましては、九州エリアと違い、当社グループの認知度はまだ低い状況であります。また、出店した後に競合店が近隣へ進出する場合もあり、最終ユーザーであるお客様から継続的に支持される店舗運営を行っていくことが引き続き大切であると考えております。

2021年12月期においては、「WASHハウスアプリ」の「キャッシュレス決済システム」を活用し、お客様の利便性の向上に寄与する取り組みを実施するとともに、お互いに集客と送客が出来る「相互送客システム」を利用し、チー

ンストア本部様と協調して潜在力が期待される施設敷地内への新規出店を加速させてまいります。

また、当社グループの基本コンセプトであるQ S C（クオリティー・サービス・クレンリネス）の向上に向けた取り組みを実践し、各店舗の状況に応じて改善を図っていくとともに、テレビCMや新聞などのメディア媒体の継続的な活用を通じ、当社の基本コンセプトに関する認知度を高め、店舗周辺世帯のお客様の利用率をさらに引き上げる活動を継続してまいります。

② 人材の確保と育成について

当社グループのさらなる成長を達成するためには、F C店舗の新規出店を促進する営業職者、ストック収益である店舗管理部門を担う店舗管理職者、また、コインランドリー利用のお客様との接点であるコールセンター職者の確保と育成は不可欠であります。そのため、人材確保と育成の強化を課題と認識し、人材の獲得に向けて積極的に活動を行う他、技術向上を目的とした教育制度や管理職者のマネジメント力向上に資する研修の実施、充実を図るとともに、職者一人当たりの生産性を高めるための業務プロセスの改善、自動化を含めた部門間を統合する業務システムへの投資など、組織として力を発揮できる基盤づくりに取り組んでおります。

③ 経営管理体制の強化

当社グループでは、海外も含めた業容の拡大等に伴う経営管理体制の充実・強化が重要な課題であると認識しており、経営バランスをとりながら企業価値、社会貢献度を高め、ステークホルダーの皆様に信頼される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に向けた取り組みが必要と考えております。そのため、社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク管理プロジェクトの機能強化と社内の徹底した情報共有のための施策に取り組み、統制の整備、強化を進めております。

(5) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	期別	第17期 (2017年12月期)	第18期 (2018年12月期)	第19期 (2019年12月期)	第20期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高 (千円)	—	2,749,769	2,188,745	2,182,053	
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	—	16,786	△159,674	△90,996	
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	—	2,254	△179,997	△128,432	
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	0.33	△26.20	△18.65	
総資産 (千円)	—	4,128,683	3,536,938	4,103,547	
純資産 (千円)	—	2,217,368	1,986,939	1,871,783	
1株当たり純資産額 (円)	—	322.91	288.22	261.78	

(注) 1. 第18期から連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第17期 (2017年12月期)	第18期 (2018年12月期)	第19期 (2019年12月期)	第20期 (当事業年度) (2020年12月期)
売上高 (千円)	3,375,020	2,988,583	2,226,222	2,143,629	
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	247,899	103,065	△138,737	△103,301	
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	156,673	63,106	△159,183	△136,674	
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	22.94	9.21	△23.17	△19.85	
総資産 (千円)	4,038,656	4,178,564	3,613,965	4,106,465	
純資産 (千円)	2,267,186	2,277,151	2,063,595	1,873,713	
1株当たり純資産額 (円)	331.35	331.62	299.90	271.60	

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため第17期の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
WA SHHOUSE フィナンシャル 株式会社	35,000千円	100%	当社コインランドリー事業のファイナンス
一般社団法人全国 コインランドリー 管理業協会	—	—	コインランドリー店舗の健全な運営 に係る運営基準の 策定及びその啓蒙 活動
WA SHHOUSE (Thail and) C O., L T D.	2,000千バーツ	48%	コインランドリー 「W A S Hハウス」 のフランチャイズ 事業・運営事業
WA SHHOUSE (Sh andong) C O., L T D.	10,000千人民元	60%	コインランドリー 機器の技術開発

(注) 1. WA SHHOUSE (Thail and) C O., L T D. の持分は、100分の50以下であります、実質的に支配しているため子会社としております。
2. 4社とも連結子会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
コインランドリー事業	コインランドリー「W A S Hハウス」のチェーン本部としてフランチャイズシステムの提供、F C店舗の運営・管理、直営店舗の運営

(8) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

① 本社

宮崎県宮崎市新栄町86番地 1

② 営業拠点

本店営業部 宮崎県宮崎市新栄町86番地 1

東京支店 東京都中央区日本橋 3丁目8-16 ぶよおビル 7階

大阪支店 大阪府大阪市西区勒本町 1丁目10-24 三共本町ビル 3階

広島支店 広島県広島市東区光町 2丁目9-27 ユーペック光町ビル502号

福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅東 3丁目12-1 アバンダント95 3階

③ コインランドリー店舗（直営店舗59店舗、F C店舗574店舗）

(単位：店舗)

	2020年12月31日現在の店舗数		
	F C店舗	直営店舗	合計
東北エリア	—	1	1
関東エリア	37	11	48
中部エリア	11	—	11
関西エリア	25	4	29
中国エリア	64	4	68
四国エリア	23	1	24
九州エリア	414	38	452
合計店舗数	574	59	633

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93名	15名減	41歳9ヶ月	4年1ヶ月

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数に臨時従業員（パート等）の期中平均雇用人員（1,048名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況(2020年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名	16名減	41歳9ヶ月	4年2ヶ月

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数に臨時従業員（パート等）の期中平均雇用人員（1,048名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社宮崎銀行	408,000千円
株式会社三井住友銀行	169,940千円
株式会社三菱UFJ銀行	50,000千円
株式会社鹿児島銀行	50,000千円
株式会社西日本シティ銀行	30,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,898,800株

(3) 株主数 4,689名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
児玉 康孝	1,927,000	27.93
株式会社 KDM	1,554,000	22.52
MSIP CLIENT SECURITIES	211,700	3.06
児玉 真由美	200,000	2.89
田山伸顕	170,000	2.46
株式会社 宮崎銀行	160,000	2.31
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	133,305	1.93
阿部 和広	120,000	1.73
米澤房朝	53,000	0.76
田島妙子	51,000	0.73

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2020年12月期において、ストックオプションとしての新株予約権の権利行使により、発行株式数の総数は17,800株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の数	36個	10個
保有人数 当社取締役 当社監査役	3名 —	— 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 36,000株	当社普通株式 10,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり13円	1株当たり13円
新株予約権の行使期間	自 2015年12月27日 至 2023年12月18日	自 2013年12月27日 至 2023年12月18日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた新株予約権者は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	

(注) 2016年3月10日開催の取締役会決議により、2016年4月2日付で普通株式1株につき100株、2017年3月10日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名 称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
新株予約権の数	51個	6 個
保有人数 当社取締役 当社監査役	4 名 —	— 2 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 10,200株	当社普通株式 1,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり 462 円	1 株当たり 462 円
新株予約権の行使期間	自 2018年 8月 5 日 至 2026年 7月 20日	自 2016年 8月 5 日 至 2026年 7月 20日
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③ その他の条件は、本総会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年12月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	児 玉 康 孝	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. 代表取締役社長 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事長
専務取締役	阿久津 浩	WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事
取締役	徳 田 俊 行	営業部長兼福岡支店長
取締役	児 玉 ユミ子	本店営業部長 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事
取締役	古 川 一 樹	東海地区営業担当部長
取締役	山 渋 幸 德	
常勤監査役	奈 須 義 岳	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 監事 WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 監査役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 監事
監査役	西 田 隆 二	弁護士法人かなで西田・山田法律事務所 代表社員
監査役	海 野 理 香	税理士法人アイビーパートナーズ 代表社員 税理士

- (注) 1. 取締役山渋幸徳氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
2. 監査役西田隆二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
3. 監査役海野理香氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	136,500千円 (3,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,360千円 (3,000千円)
合計	9名 (3名)	145,860千円 (6,600千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月30日の第15回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）で使用人分給与は含まないと決議をいただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第5回定時株主総会において年額12百万円以内と決議をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
 該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動
社外取締役	山渕 幸徳	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、その専門的見地から当社の組織体制等の事業戦略面について、助言・提言を行っております。
社外監査役	西田 隆二	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての助言・提言を行っております。
社外監査役	海野 理香	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、当社の会計監査の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目等	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に関するアドバイザー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 事業の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理に適合することを確保するため、業務分掌規程に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規則・マニュアルの周知徹底を図ります。

取締役会は、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止し、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監督し、課題の早期発見と是正に努めます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁記録的媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括部門は管理部とし、各部門担当取締役と共にコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。また新たに生じたリスクについては、取締役会又は代表取締役社長が対応責任者となる取締役を定め、当社の損失を最小限に抑えるように努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。

(ii) 定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。

(iii) 業務の執行に当たっては、業務分掌規程及び職務権限規程において、確認の責任と権限を定め、また業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めています。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役の職務を補助する組織を管理部とします。

(ii) 使用人の監査役の職務を補助すべき期間の指揮命令権は監査役の専権事項とし、取締役の指揮命令は受けないこととします。

(iii) 監査役の業務補助者が補助を行った期間の業務遂行能力等は監査役からフィードバックを受け、考課及び異動については、監査役の意見・同意を得ることとします。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状況として重要な事項及びリスク管理に関する重要な事項等を速やかに報告するものとし、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるることとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとします。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するために生ずる費用等の支払のため毎年一定額の予算を設けることとします。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図り、継続的に評価方法の見直しを実施し、内部統制の再構築に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとします。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力への対処については、警察OBを顧問として迎えると同時に、警察等外部機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、従業員教育を定期的に実施し、反社会的勢力の威嚇に屈しない、関係を持たないことを徹底させ、反社会的勢力排除の体制の整備に努めるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制について、当社グループは内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社グループの管理業務体制を強化するために、内部監査室は巡回及びモニタリングを定期的に実施するとともに、監査役や会計監査人と連携を図ることで業務を適切に運用しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,337,278	流動負債	1,233,964
現金及び預金	1,211,016	買掛金	59,417
売掛金	112,933	短期借入金	538,000
営業貸付金	625,856	1年内返済予定長期借入金	40,080
商品	3,707	リース債務	7,870
原材料及び貯蔵品	45,359	未払金	84,336
その他のたな卸資産	214,376	未払費用	79,344
前払費用	25,773	未払法人税等	17,601
その他	109,054	前受金	45,611
貸倒引当金	△10,800	預り金	349,805
固定資産	1,766,268	賞与引当金	4,986
有形固定資産	1,342,926	その他の	6,911
建物	366,488	固定負債	997,799
構築物	75,781	長期借入金	129,860
機械及び装置	250,260	長期リース債務	10,639
車両運搬具	1,395	預り保証金	821,133
工具、器具及び備品	17,961	資産除去債務	32,687
土地	182,163	その他の	3,479
リース資産	17,487	負債合計	2,231,763
建設仮勘定	431,386	(純資産の部)	
無形固定資産	29,981	株主資本	1,801,383
ソフトウェア	29,235	資本金	995,827
その他の	745	資本剰余金	925,827
投資その他の資産	393,360	利益剰余金	△120,270
投資有価証券	1,118	その他の包括利益累計額	4,613
長期前払費用	4,411	その他有価証券評価差額金	△24
繰延税金資産	17,489	為替換算調整勘定	4,637
敷金及び保証金	268,408	非支配株主持分	65,785
その他の	101,933	純資産合計	1,871,783
資産合計	4,103,547	負債・純資産合計	4,103,547

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,182,053
売 上 原 価	1,484,642
売 上 総 利 益	697,410
販売費及び一般管理費	822,088
営 業 損 失	124,677
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	830
預り保証金精算益	15,010
固定資産売却益	9,111
固定資産受贈益	6,526
そ の 他	7,914
	39,392
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,514
投資有価証券評価損	1,081
そ の 他	2,114
	5,711
経 常 損 失	90,996
特 別 損 失	
減 損 損 失	22,977
税金等調整前当期純損失	113,973
法人税、住民税及び事業税	10,821
法 人 税 等 調 整 額	4,895
当 期 純 損 失	129,690
非支配株主に帰属する当期純損失	1,258
親会社株主に帰属する当期純損失	128,432

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位:千円)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	995, 307	925, 307	63, 209	1, 983, 825
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	519	519		1, 039
剰余金の配当			△55, 048	△55, 048
親会社株主に 帰属する当期純損失			△128, 432	△128, 432
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	519	519	△183, 480	△182, 441
当期末残高	995, 827	925, 827	△120, 270	1, 801, 383

項目	その他の包括利益 累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△825	209	△616	3, 730	1, 986, 939
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					1, 039
剰余金の配当					△55, 048
親会社株主に 帰属する当期純損失					△128, 432
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	801	4, 428	5, 229	62, 054	67, 284
当期変動額合計	801	4, 428	5, 229	62, 054	△115, 156
当期末残高	△24	4, 637	4, 613	65, 785	1, 871, 783

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

WASHHOUSE フィナンシャル株式会社

一般社団法人全国コインランドリー管理業協会

WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD.

WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD.

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法

原材料 先入先出法

貯蔵品 最終仕入原価法

その他のたな卸資産 個別法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～22年 |
| 機械及び装置 | 13年 |
| 車両運搬具 | 5年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～20年 |
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

482,459千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	6,881,000株	17,800株	—	6,898,800株

(注) 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 17,800株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年 3月25日 定時株主総会	普通株式	55,048千円	8円00銭	2019年 12月31日	2020年 3月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数			
普通株式	当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計年度末
	88,000株	—	17,800株	70,200株

(注) 新株予約権の目的となる株式数の減少は、次のとおりであります。

権利行使による減少 17,800株

権利喪失による減少 — 株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品で運用しております。また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針であります。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、営業貸付金はFCオーナーに対するものであり、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価を把握しております。

敷金及び保証金は、主に事務所やコインランドリー店舗の賃借に伴うものであります。

営業債務である買掛金及び預り金は、1年以内の支払期日のものであります。

長期借入金は、設備投資等に係る資金調達を目的としております。

預り保証金は、フランチャイズ契約に基づき、FCオーナーから預っている取引保証金等であり、フランチャイズ契約を解消する場合に返金する義務があります。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,211,016	1,211,016	—
(2) 売掛金	112,933	112,933	—
(3) 営業貸付金	625,856	627,189	1,333
(4) 投資有価証券	1,118	1,118	—
(5) 敷金及び保証金	257,396	249,581	△7,815
資産計	2,208,321	2,201,839	△6,481
(1) 買掛金	59,417	59,417	—
(2) 短期借入金	538,000	538,000	—
(3) 預り金	349,805	349,805	—
(4) 長期借入金 (※)	169,940	166,529	△3,410
(5) 預り保証金	246,380	240,807	△5,572
負債計	1,363,543	1,354,560	△8,983

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金の時価については、国債の流通利回り等のリスクフリーレートに信用スプレッドを加味した利率により、元利金の合計額を割引いて算定する方法によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

買掛金の時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金の時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 預り金

預り金の時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 預り保証金

預り保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金（※1）	11,011
預り保証金（※2）	574,752

(※1) 資産における敷金及び保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(5) 敷金及び保証金には含めておりません。

(※2) 負債における預り保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(5) 預り保証金には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	261円78銭
1株当たり当期純損失	18円65銭

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,284,030	流動負債	1,228,852
現金及び預金	1,008,600	買掛金	59,417
売掛金	109,633	短期借入金	538,000
商品	3,707	1年内返済予定長期借入金	40,080
原材料及び貯蔵品	45,359	リース債務	7,870
前払費用	25,773	未払金	84,336
その他の	101,755	未払費用	79,344
貸倒引当金	△10,800	未払法人税等	15,782
固定資産	2,822,435	前受金	45,611
有形固定資産	1,342,591	預り金	349,793
建物	366,488	賞与引当金	4,986
構築物	75,781	その他の	3,630
機械及び装置	250,260	固定負債	1,003,899
車両運搬具	1,395	長期借入金	129,860
工具、器具及び備品	17,626	長期リース債務	10,639
土地	182,163	預り保証金	821,133
リース資産	17,487	資産除去債務	32,687
建設仮勘定	431,386	繰延税金負債	6,100
無形固定資産	29,981	その他の	3,479
ソフトウェア	29,235	負債合計	2,232,751
その他の	745	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,449,862	株主資本	1,873,737
投資有価証券	1,118	資本金	995,827
関係会社株式	163,991	資本剰余金	925,827
関係会社長期貸付金	910,000	資本準備金	925,827
長期前払費用	4,411	利益剰余金	△47,916
敷金及び保証金	268,408	その他利益剰余金	△47,916
その他の	101,933	繰越利益剰余金	△47,916
資産合計	4,106,465	評価・換算差額等	△24
		その他有価証券評価差額金	△24
		純資産合計	1,873,713
		負債・純資産合計	4,106,465

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,143,629
売 上 原 價	1,488,779
売 上 総 利 益	654,849
販売費及び一般管理費	796,803
営 業 損 失	141,954
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	5,911
預り保証金精算益	15,010
固定資産売却益	9,111
固定資産受贈益	6,526
そ の 他	7,645
	44,204
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,514
投資有価証券評価損	1,081
そ の 他	1,955
	5,551
経 常 損 失	103,301
特 別 損 失	
減 損 損 失	22,977
税引前当期純損失	126,278
法人税、住民税及び事業税	8,661
法 人 税 等 調 整 額	1,734
当 期 純 損 失	10,396
	136,674

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他利益剰余金		
		資本準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	995,307	925,307	143,806		2,064,421	
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	519	519			1,039	
剰余金の配当			△55,048	△55,048		
当期純損失			△136,674	△136,674		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	519	519	△191,722	△190,683		
当期末残高	995,827	925,827	△47,916	1,873,737		

項目	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△825	2,063,595
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		1,039
剰余金の配当		△55,048
当期純損失		△136,674
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	801	801
当期変動額合計	801	△189,881
当期末残高	△24	1,873,713

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～22年

機械及び装置 13年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	481, 127千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	1, 617千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	910, 000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	16, 149千円
売上原価	3, 308千円
受取利息	5, 316千円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,520	千円
未払事業税	2,098	〃
減価償却費	9,018	〃
減損損失	7,644	〃
貸倒引当金	3,294	〃
繰越欠損金	63,150	〃
その他	14,616	〃
繰延税金資産小計	101,342	〃
評価性引当額	△96,543	〃
繰延税金資産合計	4,798	〃
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△10,899	〃
繰延税金負債合計	△10,899	〃
繰延税金負債の純額	△6,100	〃

5. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	WASHHOUSE ファイナンシャル株式会社	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 (注1) 利息の受取 (注1)	210,000 40,000 5,316	長期貸付金 —	910,000 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	271円60銭
1株当たり当期純損失	19円85銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

W A S H ハウス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 中 野 宏 治	印
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 只 隈 洋 一	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、W A S H ハウス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、W A S H ハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

W A S H ハウス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 中 野 宏 治 ㊞
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 只 隈 洋 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、W A S H ハウス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務執行に関する、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

W A S H ハウス株式会社監査役会

常勤監査役 奈須 義岳 (印)

社外監査役 西田 隆二 (印)

社外監査役 海野 理香 (印)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
1	(再任) 児玉康孝 (1965年10月5日生)	<p>1988年4月 新日本証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社</p> <p>1994年4月 株式会社石橋 入社</p> <p>1996年8月 日本マクドナルド株式会社 入社</p> <p>1997年12月 株式会社大興不動産 入社</p> <p>2001年11月 株式会社ケーディーエム設立（現 当社） 代表取締役社長就任（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. 代表取締役社長 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事長</p>	1,927,000
2	(再任) 阿久津浩 (1967年6月28日生)	<p>1990年4月 株式会社日本旅行 入社</p> <p>2001年6月 株式会社コスモス薬品 入社</p> <p>2006年1月 当社入社</p> <p>2006年2月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー</p> <p>2006年3月 当社取締役財務経理部ゼネラルマネージャー</p> <p>2006年7月 当社取締役管理部ゼネラルマネージャー</p> <p>2008年8月 当社常務取締役管理部ゼネラルマネージャー</p> <p>2013年7月 当社常務取締役業務部長</p> <p>2014年6月 当社常務取締役管理部長</p> <p>2019年3月 当社専務取締役（現任） (重要な兼職の状況) WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事</p>	8,000
3	(再任) 徳田俊行 (1976年3月9日生)	<p>1999年12月 株式会社大興投資コンサルタンツ 入社</p> <p>2002年1月 当社入社</p> <p>2008年5月 当社営業部福岡支店マネージャー</p> <p>2008年8月 当社取締役営業開発部ゼネラルマネージャー</p> <p>2013年7月 当社取締役営業部福岡支店長</p> <p>2015年10月 当社取締役営業本部長</p> <p>2019年1月 当社取締役営業部長</p> <p>2020年2月 当社取締役営業部長兼福岡支店長（現任）</p>	2,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況			所有する当社の株式数(株)
4	(再任) 児玉ユミ子 (1938年1月13日生)	2001年11月 2003年12月 2006年12月 2008年9月 2016年6月 2019年1月 (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事	株式会社ケーディーエム設立 (現 当社)取締役就任 有限責任中間法人設立 (現 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会) 理事就任 (現任) 当社宮崎支店取締役営業担当部長 当社本店営業部取締役営業担当部長 当社取締役営業副本部長 当社取締役本店営業部 部長 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事		37,800
5	(再任) 古川一樹 (1975年12月26日生)	1994年4月 2004年8月 2006年12月 2008年8月 2013年7月 2016年6月 2019年1月	株式会社大興不動産 入社 当社入社 当社営業部マネージャー 当社取締役営業部ゼネラルマネージャー 当社取締役本店営業部長 当社取締役店舗運営部長 当社取締役東海地区営業担当部長 (現任)		12,600
6	(再任) 山渕幸徳 (1951年5月25日生)	1977年4月 1977年5月 2006年10月 2009年6月 2014年6月 2015年7月 2016年5月 2017年3月	株式会社電通 (現 株式会社電通グループ) 入社 同社東京本社 新聞雑誌局 同社第18営業局 局長 株式会社電通九州 代表取締役社長就任 同社顧問就任 同社退社 株式会社ベスト電器 社外取締役就任 当社取締役 (現任)		—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者児玉康孝氏は当社の経営を支配している者であります。
 3. 山渕幸徳氏は社外取締役候補者であります。
 4. 山渕幸徳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 山渕幸徳氏につきましては、経営に関する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 6. 山渕幸徳氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は山渕幸徳氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出しており、同氏の選任を承認いただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数(株)
なか さき ち か 中崎千夏 (1965年7月11日生)	2004年5月 宮崎ヤクルト販売株式会社 入社 2005年4月 当社入社 2014年4月 当社管理部総務人事課 課長 2016年1月 当社管理部 次長兼総務人事課長 2020年1月 当社管理部 次長(現任)	3,200

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中崎千夏氏は補欠の常勤監査役候補者であります。

3. 当社は中崎千夏氏が監査役に就任された場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

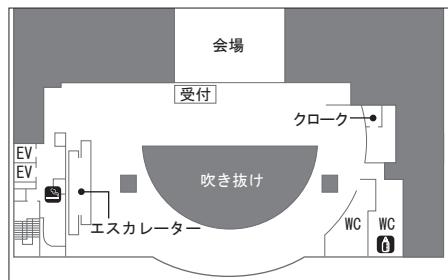
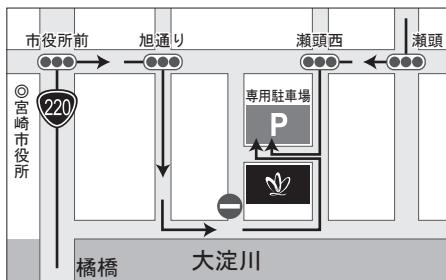
以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

日時 2021年3月24日（水曜日）午前11時
会場 宮崎観光ホテル 東館3階
住所 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1
電話 0985-27-1212（代表）



＜新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ＞

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。